

随意契約理由書

1 工 事 名	電力遠方監視制御装置改修工事（2019―大管・神管）
2 業 者 名	日新電機株式会社
3 随意契約理由	本工事は、受電所及び変電塔設備の更新、中島集約料金所の撤去に係る料金所の新設に伴い、既存の電力遠方監視制御装置の運用に支障を与えることなく、同装置の監視制御機能などのソフトウェアを改修するものである。 本工事の契約相手方として、運用に支障を与えることなく既存装置の監視制御機能などのソフトウェアを改修する能力があること、ソフトウェアの改修に伴う不具合により既存装置の運用に支障が生じた場合にも瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなどの問題が生じないこと、以上を満たすことが要件として求められる。 日新電機株式会社は、改修対象ソフトウェアを含む既存装置全体を設計、施工、納入した者であることから、既存装置の運用に支障を与えることなくソフトウェアを改修する能力が認められるだけでなく、既存装置の運用に支障が生じた場合にも瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなどの問題が生じないことから、上記要件を全て満たして本工事を実施できる者であり、このような者は同社において他にないと思料される。 よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により随意契約とするものである。
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	